

# 【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧 及び省略可能な書類(年金関係手続を除く)

## (R2.10.8時点)

(注)

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

内閣官房 番号制度推進室  
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつた添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1	2	2-10ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被扶養者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
2	2	2-10ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被扶養者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
3	2	2-11ハ	2-28	全国健康保険協会が被扶養者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会が被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
4	2	2-11ロ	2-29	全国健康保険協会が被扶養者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会が被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
5	2	2-12	2-32	全国健康保険協会が被扶養者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
6	2	2-13	2-35	全国健康保険協会が被扶養者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
7	2	2-14	2-38	全国健康保険協会が被扶養者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
8	2	2-3ロ	2-52	全国健康保険協会が被扶養者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
9	2	2-4	2-56	全国健康保険協会が被扶養者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
10	2	2-5イ	2-60	全国健康保険協会が被扶養者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対する出産育児一時金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
11	2	2-4	2-75	全国健康保険協会が被扶養者の家族埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
12	2	2-5イ	2-79	全国健康保険協会が被扶養者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
13	2	2-15	2-83	全国健康保険協会が被扶養者の特定疾病対象療養に係る認定	全国健康保険協会の被保険者等に対して、特定疾病対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
14	2	2-16	2-92	全国健康保険協会が被扶養者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	全国健康保険協会が被扶養者等が自己負担を絶減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
15	2	2-7ロ	2-95	全国健康保険協会が被扶養者の高額療養費の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
16	2	2-8ロ	2-100	全国健康保険協会が被扶養者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
17	2	2-17ハ	2-109	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
18	2	2-17ロ	2-110	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
19	2	2-3ロ	2-122	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
20	2	2-5イ	2-128	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
21	2	2-2	2-146	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付を受給する場合に於ける給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健保組合	厚生労働省保険局 保険課	
22	2	2-9	2-149	健康保険給付を受給する日雇特例被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給の調整	日雇特例被保険者が、同一の事由により健康保険法等から給付を受けた場合に、給付調整を行なう手続	35	健康保険法第二百二十九条に規定する他の法令による給付を受給する場合に於ける給付の支給に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健保組合	厚生労働省保険局 保険課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
23	3	3- -10	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
24	3	3- -11ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
25	3	3- -11ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
26	3	3- -13	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
27	3	3- -14	2-220	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
28	3	3- -15	2-223	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
29	3	3- -4ロ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
30	3	3- -5	2-238	健康保険組合被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
31	3	3- -6イ	2-241	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対し、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
32	3	3- -6イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
33	3	3- -16	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	健康保険組合の被保険者等に対して、特定疾病対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
34	3	3- -17	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	健康保険組合の被保険者等が自己負担を軽減するため医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
35	3	3- -8ロ	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
36	3	3- -9イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
37	3	3- -9ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
38	3	3- -1	2-299	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	

## 【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
39	3	3- -3	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 保険課	
40	2	2- -13	2-341	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
41	2	2- -14	2-342	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
42	2	2- -15	2-343	日雇特例被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	日雇特例被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
43	2	2- -16	2-344	日雇特例被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	日雇特例被保険者が自己負担を軽減するために医療機器に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
44	2	2- -7口	2-345	日雇特例被保険者の高額療養費の支給決定	日雇特例被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
45	2	2- -8イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
46	2	2- -8ロ	2-348	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
47	3	3- -12ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合被保険者の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
48	3	3- -12ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合被保険者の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
49	2	2- -4	2-355	日雇特例被保険者の埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
50	2	2- -18	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であつたとの相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
51	2	2- -1	2-364	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	休業補償決定通知書	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 保険課	
52	3	3- -2	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 保険課	
53	2	2- -4	2-384	日雇特例被保険者の家族埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
54	3	3- -5	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	健康保険組合の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
55	2	2- -5ロ	2-401	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
56	2	2- -5ロ	2-402	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
57	2	2- -5ロ	2-403	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
58	2	2- -5ロ	2-404	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	







**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
132	16	12-~1リ	7-42	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
133	16	12-~1ヌ	7-43	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
134	16	12-~1ル	7-44	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
135	16	12-~1ヲ	7-45	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
136	16	12-~1イ	7-46	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
137	16	12-~1ハ	7-48	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
138	16	12-~1ニ	7-49	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
139	16	12-~1カ	7-50	負担能力の認定	児童入所施設指置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
140	8	7-~2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
141	14	11-~1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
142	14	11-~1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
143	8	7-~3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
144	14	11-~2ロ	7-61	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
145	14	11-~2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
146	8	7-~4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
147	14	11-~3(11-~2ロ)	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
148	14	11-~3(11-~2ハ)	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
149	15	11の2-~2	7-68	障害児入所医療費の支給(健康保険法)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされていいる者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
150	15	11の2-~2	7-69	障害児入所医療費の支給(船員保険法)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされていいる者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
151	15	11の2-~2	7-71	障害児入所医療費の支給(国家公務員共済組合法)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされていいる者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
152	15	11の2-~2	7-72	障害児入所医療費の支給(国民健康保険法)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされていいる者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
153	15	11の2-~2	7-73	障害児入所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十一に規定する他の法令による給付の支給を行っている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
154	9	8-~3	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
155	9	8-~3	7-77	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
156	9	8-~3	7-78	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
157	9	8-~3	7-79	他の法令による給付との調整（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
158	9	8-~3	7-80	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
159	8	7-~2イ	7-81	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	10	児童福祉法による障害児児童所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
160	8	7-~2ニ	7-82	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
161	14	11-~1ロ、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けたための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
162	8	7-~3イ	7-86	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	10	児童福祉法による障害児児童所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
163	14	11-~2イ	7-89	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けたための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
164	16	12-~3ハ	7-100	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
165	16	12-~3ニ	7-101	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
166	16	12-~3イ	7-102	療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
167	16	12-~3ロ	7-103	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
168	16	12-~4リ	7-104	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
169	16	12-~4ル	7-105	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
170	16	12-~4ロ	7-106	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	都道府県町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
171	9	8-~4	7-113	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請内容変更	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けていたり支給認定の変更届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	都道府県町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
172	16	12-~2ヘ、ト 12-~6ヘ、ト	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するため従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
173	16	12-~2チ 12-~6チ	7-118	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
174	16	12-~2ヌ 12-~6ヌ	7-119	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
175	16	12-~2口 12-~6口	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
176	16	12-~2ハ 12-~6ハ	7-122	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長 市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
177	16	12-~2ヲ 12-~6ヲ	7-123	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長 (都道府県知事)	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
178	8	7-~5イ	7-125	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
179	8	7-~5ロ	7-126	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
180	14	11-~4イ	7-127	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
181	14	11-~4ロ	7-128	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
182	9	8-~3	7-129	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	小児慢性特定疾患医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	児童福祉法第十九条の六に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
183	15	11の2-~2	7-130	障害児入所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受け取るために手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
184	16	12-~4ハ	7-131	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
185	16	12-~2リ 12-~6リ	7-132	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
186	9	8-~1ヲ	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	小児慢性特定疾患医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾患児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病介保年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
187	9	8-~1ル	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	小児慢性特定疾患医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾患児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
188	9	8-~2ヲ	7-161	小児慢性特定疾患医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病介保年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
189	9	8-~2ル	7-162	小児慢性特定疾患医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会（特別児童扶養手当等））	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
190	14	11-~2イ	7-164	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受け取るために手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
191	16	12-~2ニ、木 12-~6ニ、木	7-165	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
214	11	10- -1八	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
215	12	10の2- -2	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
216	12	10の2- -2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
217	12	10の2- -2	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
218	12	10の2- -2	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
219	12	10の2- -2	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
220	10	9- -4二	8-15	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
221	10	9- -4木	8-16	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
222	10	9- -3口	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
223	10	9- -3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
224	11	10- -3ハ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
225	10	9- -5 (9- -3口)	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
226	10	9- -5 (9- -3ハ)	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
227	11	10- -5口	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
228	13	10の3- -	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る認定又は認定こども園等に対する児童の利用の要請のための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
229	16	12- -8木、ヘ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県の長又は指定都市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
230	16	12- -8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいづく知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
231	16	12- -8木、ヘ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
232	16	12- -8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
233	16	12-~8又	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
234	16	12-~8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
235	16	12-~8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
236	16	12-~8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証等	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
237	16	12-~8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
238	16	12-~8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
239	16	12-~8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省子ども家庭局保育課	
240	10	9-~1ロ、ハ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
241	11	10-~1イ	8-53	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
242	11	10-~1ニ	8-54	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
243	10	9-~3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
244	11	10-~3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
245	11	10-~2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
246	11	10-~2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
247	16	12-~4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
248	16	12-~4リ	8-79	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
249	16	12-~4ル	8-80	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
250	16	12-~4ロ	8-81	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
251	11	10-~4ハ	8-82	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
252	11	10-~4ニ	8-83	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
253	11	10-~4イ	8-84	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
254	10	9-~4ロ、ハ	8-85	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
255	12	10の2-~2	8-87	肢体不自由児通所医療費の支給(私立学校教職員共済法)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
256	10	9-1イ	8-94	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
257	10	9-2	8-95	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
258	10	9-4イ	8-96	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
259	12	10の2-1ト	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定(自治体への照会(特別児童扶養手当等))	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けたための手続(自治体への照会(特別児童扶養手当等))	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
260	11	10-3ホ	8-99	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
261	12	10の2-1チ	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定(地方公務員災害補償基金への照会)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けたための手続(地方公務員災害補償基金への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・傷害補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・旅障補償決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
262	16	12-8ロ	8-104	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
263	11	10-4ロ	8-105	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせたための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
264	11	10-1ロ	8-106	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けたための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
265	11	10-3ロ	8-107	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けたための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
266	11	10-5イ	8-108	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
267	11	10-3ニ	8-109	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
268	16	12-4リ	9-8	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
269	16	12-4ヌ	9-9	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
270	16	12-4ル	9-10	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
271	16	12-4イ	9-11	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
272	16	12-4ロ	9-12	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
273	16	12-4ハ	9-13	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
274	16	12-4ニ	9-14	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
275	16	12-4ワ	9-15	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
276	16	12-4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	都道府県の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
277	16	12-4ト、チ	9-17	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健手帳若しくは精神障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神保健手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	都道府県の長又は中核市長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
278	17	12の3-~1	10-2	他の法令による給付との調整（健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
279	17	12の3-~1	10-3	他の法令による給付との調整（船員保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（船員保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
280	17	12の3-~1	10-4	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国民健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
281	17	12の3-~2	10-5	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
282	17	12の3-~1	10-6	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国家公務員共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
283	17	12の3-~1	10-7	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（地方公務員等共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
284	17	12の3-~3	10-8	他の法令による給付との調整（介護保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（介護保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
285	18	13-~1イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局 健康課	
286	18	13-~1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局 健康課	
287	19	13の2-~1	10-12	他の法令による給付との調整（自治体への照会（特別児童扶養手当））	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局 健康課	
288	19	13の2-~2ロ	10-13	他の法令による給付との調整（自治体への照会（障害児福祉手当等））	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（障害児福祉手当等））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	障害児福祉手当証書等	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局 健康課	
289	18	13-~2ハ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局 健康課	
290	18	13-~2ニ	10-16	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局 健康課	
291	16の2	12の2-~2	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2にに基づく都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局 健康課	
292	17	12の3-~1	10-18	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（私立学校教職員共済法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 健康課	
293	18	13-~2イ	10-19	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 健康課	
294	18	13-~2ロ	10-20	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 健康課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
295	16の2	12の2-~1	10-21	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種(被接種者の接種歴等)を作成する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省健康局健康課	
296	16の3	12の2の2-~	10-22	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種(被接種者の接種歴等)を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし(予防接種台帳)	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課	
297	20	14-~1八 14-~2八	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
298	20	14-~3二	12-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
299	20	14-~1イ・ロ 14-~2イ・ロ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
300	20	14-~1二 14-~2二	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
301	20	14-~3イ	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
302	20	14-~3ロ	12-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
303	20	14-~3ハ	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
304	22	15-~1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(健康保険法関係)	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付を行なうこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
305	22	15-~1	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(国民健康保険法関係)	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付を行なうこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
306	22	15-~1	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(船員保険法関係)	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
307	22	15-~1	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(国家公務員共済組合法関係)	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
308	22	15-~1	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(地方公務員等共済組合法関係)	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
309	22	15- 2	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
310	22	15- 3	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
311	23	16- 2	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
312	24	17- 1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
313	24	17- 2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
314	22	15- 1	14-45	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（私立学校教職員共済法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
315	23	16- 1	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	○
316	26	19- 1ハ	15-3	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定受講者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
317	26	19- 1ニ、ホ、ヘ	15-5	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県の長、中核市のおよび児童相談所や運営市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
318	26	19- 1ト	15-6	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県の長又は中核市のおよび児童相談所や運営市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
319	26	19- 1ヌ	15-7	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金支給決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
320	26	19- 1ル	15-8	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
321	26	19- 1ヲ	15-9	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
322	26	19- 1ワ	15-10	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により障害福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
323	26	19- 1カ	15-11	生活保護の実施【本人同意要】	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
324	26	19- 1ヨ	15-12	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
325	26	19- 1タ	15-13	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
326	26	19- 1レ	15-14	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
327	26	19- 1チ	15-15	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
328	26	19- -1ナ	15-20	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
329	26	19- -1ラ	15-21	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
330	26	19- -1ム	15-22	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
331	26	19- -1ウ	15-23	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺棄補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
332	26	19- -1ヰ	15-24	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情費、自立支度金、一時金、一時帰国情費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
333	26	19- -2 (19- -1ハ)	15-28	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
334	26	19- -2 (19- -1ニ、ホ、ヘ)	15-30	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾患医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
335	26	19- -2 (19- -1ト)	15-31	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
336	26	19- -2 (19- -1ヌ)	15-32	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
337	26	19- -2 (19- -1ル)	15-33	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
338	26	19- -2 (19- -1ヲ)	15-34	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
339	26	19- -2 (19- -1ワ)	15-35	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第二十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
340	26	19- -2 (19- -1力)	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査 【本人同意要】	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
341	26	19- -2 (19- -1ヨ)	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
342	26	19- -2 (19- -1タ)	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
343	26	19- -2 (19- -1レ)	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徵収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
344	26	19- -2 (19- -1チ)	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自己支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
345	26	19- -2 (19- -1ナ)	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
346	26	19- -2 (19- -1ヲ)	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
347	26	19- -2 (19- -1ム)	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
348	26	19- -2 (19- -1ウ)	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺棄補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
349	26	19-2 (19-1 牛)	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情費、自立支度金、一時金、一時帰國旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
350	26	19-3 (19-1 八)	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
351	26	19-3 (19-1 二、ホ、ヘ)	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長、中核 市の長又は児童相 談所設置市長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
352	26	19-3 (19-1 ト)	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長又は中核 市長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
353	26	19-3 (19-1 ヌ)	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する 書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給(不支給)決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
354	26	19-3 (19-1 ル)	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
355	26	19-3 (19-1 ヲ)	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
356	26	19-3 (19-1 ワ)	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障 害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六 十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉 手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する 書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
357	26	19-3 (19-1 カ)	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更 【本人同意要】	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる各項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
358	26	19-3 (19-1 ヨ)	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に 要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
359	26	19-3 (19-1 タ)	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支 給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
360	26	19-3 (19-1 レ)	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徵収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
361	26	19-3 (19-1 チ)	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する 書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自己支援医療受給者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
362	26	19-3 (19-1 ナ)	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特 別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に關 する情報	なし(当該情報に關しては、当該情報を示す書類 に關する規定が法令上なく、電話照会などで対応 している)	都道府県知事等	都道府県教育委員 会	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
363	26	19-3 (19-1 ラ)	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用につい ての援助に関する情報	就学援助(医療費)に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
364	26	19-3 (19-1 ム)	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特 別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事(都 道府県知事)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
365	26	19-3 (19-1 ウ)	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通 勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する 書類全て ・傷病補償金年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
366	26	19-3 (19-1 ヰ)	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(保護の実施機関)から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による永住帰国情費、自立支度 金、一時金、一時帰國旅費又は中国残留邦人等支 援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
367	26	19-4 (19-1 ハ)	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関)から受け たための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援 に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業 安定局)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
368	26	19-4 (19-1 ニ、ホ、ヘ)	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関)から受け たための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療 育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する 情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長、中核 市の長又は児童相 談所設置市長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
369	26	19-4 (19-1 ト)	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関)から受け たための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸 付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指 定都市の長又は中核 市長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
370	26	19-4(19-1又)	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
371	26	19-4(19-1ル)	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
372	26	19-4(19-1ヲ)	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
373	26	19-4(19-1ワ)	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
374	26	19-4(19-1カ)	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
375	26	19-4(19-1ヨ)	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
376	26	19-4(19-1タ)	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
377	26	19-4(19-1レ)	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
378	26	19-4(19-1チ)	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自己支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
379	26	19-4(19-1ナ)	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県教委員会等	都道府県教委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
380	26	19-4(19-1ラ)	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
381	26	19-4(19-1ム)	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
382	26	19-4(19-1ウ)	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
383	26	19-4(19-1ヰ)	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特需配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情資、自立支援金、一時金、一時帰国情資又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
384	26	19-6(19-1ハ)	15-102	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
385	26	19-6(19-1ニ、ホ、ヘ)	15-104	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県の長、中核市市長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
386	26	19-6(19-1ト)	15-105	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県の長又は中核市市長	厚生労働省社会・援護局保護課	
387	26	19-6(19-1ヌ)	15-106	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金支給決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
388	26	19-6(19-1ル)	15-107	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
389	26	19-6(19-1ヲ)	15-108	微収金の微収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から微収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
390	26	19-6(19-1ワ)	15-109	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
391	26	19-6(19-1カ)	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
392	26	19-6(19-1ヨ)	15-111	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
393	26	19-6(19-1タ)	15-112	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
394	26	19-6(19-1レ)	15-113	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
395	26	19-6(19-1チ)	15-114	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
396	26	19-6(19-1ナ)	15-119	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に掲げる規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
397	26	19-6(19-1ラ)	15-120	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）による医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
398	26	19-6(19-1ム)	15-121	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
399	26	19-6(19-1ウ)	15-122	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
400	26	19-6(19-1ヰ)	15-123	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特例配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情費、自立支度金、一時帰国情費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
401	26	19-1リ	15-124	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
402	26	19-2(19-1リ)	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
403	26	19-3(19-1リ)	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
404	26	19-4(19-1リ)	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
405	26	19-6(19-1リ)	15-128	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
406	26	19-1チ	15-129	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
407	26	19-2(19-1チ)	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
408	26	19-3(19-1チ)	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
409	26	19-4 (19-1子)	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けたための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
410	26	19-6 (19-1子)	15-133	微収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
411	26	19-5 (19-1八)	15-155	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
412	26	19-5 (19-1二、木、へ)	15-156	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事の長、中核市の中核市又は児童相談所設置市の中核市長	厚生労働省社会・援護局保護課	
413	26	19-5 (19-1ト)	15-157	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事の長又は中核市の中核市長	厚生労働省社会・援護局保護課	
414	26	19-5 (19-1又)	15-158	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
415	26	19-5 (19-1ル)	15-159	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
416	26	19-5 (19-1ヲ)	15-160	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
417	26	19-5 (19-1ワ)	15-161	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児扶養手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児扶養手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
418	26	19-5 (19-1カ)	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
419	26	19-5 (19-1ヨ)	15-163	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
420	26	19-5 (19-1タ)	15-164	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
421	26	19-5 (19-1レ)	15-165	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による医療給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
422	26	19-5 (19-1チ)	15-166	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
423	26	19-5 (19-1ナ)	15-176	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
424	26	19-5 (19-1ラ)	15-177	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
425	26	19-5 (19-1ム)	15-178	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
426	26	19-5 (19-1ウ)	15-179	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷害補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
449	27	20-11	16-10	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
450	27	20-1	16-11	市町村民税の課税（家屋敷課税）	市町村内に事務所や家屋敷を有する者で当該市町村内に住所を有しない者に対するの均等割額の課税に係る調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
451	27	20-3	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
452	27	20-9イ	16-13	国民健康保険税の賦課	納税義務者に対する課税額の算定の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
453	27	20-9ロ	16-14	国民健康保険税の賦課	納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
454	28	21-1イ、ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課	
455	28	21-4 (21-2イ、ロ)	16-18	自動車税（種別割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
456	28	21-1ハ	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課	
457	28	21-5	16-21	都道府県法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
458	28	21-8	16-22	狩猟税の減免	狩猟税の減免につき、公私による生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟税申告書の添付書類として、自分が生活保護受給者であることと証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課	
459	28	21-9	16-23	水利地益税の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
460	28	21-10	16-24	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
461	28	21-6	16-25	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事（東京都）	都道府県知事等	総務省自治税務局固定資産税課	
462	28	21-7	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告者が道府県税の所得割額の納付を要しないといふものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する手續を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	市町村長	総務省自治税務局都道府県税課	
463	27	20-10イ	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長	医療被扶養者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治税務局市町村税課	
464	28	20-6 (20-2イ、ロ)	16-29	軽自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車に係る軽自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
465	28	21-3 (21-2イ) (21-2ロ)	16-30	自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
466	27	20-9ハ	16-31	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者による保険料の軽減）	特例対象を被保険者等であることの確認のための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証 ※非効率的失業後、雇用保険の給付を受けていたり（又は、受給期間を満了したが再就職していない）者は、添付書類を省略できる。	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治税務局市町村税課	
467	28	21-2イ、ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
468	31	22-1イ、ロ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事等	都道府県の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
469	31	22-1ハ	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	都道府県の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報報名	左記情報を確認するため従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
494	31	22-5 (22-1 八)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
495	31	22-5 (22-1 二)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
496	31	22-6 (22-1 イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
497	31	22-6	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
498	31	22-6 (22-1 八)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
499	31	22-6 (22-1 二)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居している者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
500	31	22-7 (22-1 イ、ロ) 22-10 (22-1 イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
501	31	22-10	19-56	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
502	31	22-7 (22-1 八)	19-57	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
503	31	22-7 (22-1 二) 22-10 (22-1 二)	19-58	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
504	31	22-9 (22-1 イ、ロ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
505	31	22-9 (22-1 八)	19-62	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
506	31	22-9 (22-1 二)	19-63	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
507	31	22-1イ、ロ 22-2 (22-1 イ、ロ) 22-3 (22-1 イ、ロ) 22-7 (22-1 イ、ロ) 22-9 (22-1 イ、ロ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求める、又は官公署に必要な書類を開覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
508	31	22-1ニ 22-2 (22-1 ニ) 22-3 (22-1 ニ) 22-7 (22-1 ニ) 22-9 (22-1 ニ)	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求める、又は官公署に必要な書類を開覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
509	31	22-2 (22-1 イ、ロ) 22-3 (22-1 イ、ロ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行ひまでの期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
510	31	22- -2 22- -3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行いうまでの期間について毎月金銭を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
511	31	22- -2 (22- -1 二) 22- -3 (22- -1 二)	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行いうまでの期間について毎月金銭を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
512	31	22- -8 (22- -1 イ、ロ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が窮気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
513	31	22- -8	19-75	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が窮気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
514	31	22- -8 (22- -1 二)	19-77	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が窮気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
515	31	22- -11 (22- -1 イ、ロ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
516	31	22- -11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
517	31	22- -11 (22- -1 二)	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
518	34	22の3- -5ロ	22-31	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
519	34	22の3- -6	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
520	34	22の3- -5イ	22-498	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
521	34	22の3- -8	22-510	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
522	34	22の3- -9	22-511	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
523	34	22の3- -10	22-512	特定疾病対象療養の認定の申出の受理	加入者又は被扶養者が特定疾病対象療養の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
524	34	22の3- -11	22-515	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
525	34	22の3- -1	22-516	高額療養費の支給決定	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った療養費、家族療養費、高額療養費の給付を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
526	33	22の2- -3イ	22-517	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	
527	34	22の3- -2	22-519	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
528	33	22の2-5	22-522	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給するための手続及び被扶養者が死亡した際に、加入者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	
529	33	22の2-8イ	22-549	被扶養者に係る後期高齢者医療制度の被保険者資格の喪失の確認		31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証(写)又は被保険者資格証明書	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	
530	33	22の2-2	22-552	外來年間合算の支給に関する事務	高額療養費(外來年間合算)を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(医療)	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	○
531	34	22の3-5ニ	22-553	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定局)	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	○
532	33	22の2-3ロ	22-561	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(介護)	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	
533	33	22の2-4	22-562	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	
534	33	22の2-4	22-563	家族出産費の支給決定	加入者に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育部局私学部私学行政課私学共済室	
535	37	23-2	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
536	37	23-3	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手續	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
537	37	23-2	26-3	特別支援学校への就学援助に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学援助費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
538	37	23-3	26-4	特別支援学校への就学援助に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学援助費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
539	37	23-1	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
540	37	23-1	26-6	特別支援学校への就学援助に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学援助費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
541	38	24-3	27-1	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助(医療費)の対象となる者を特定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし(当該情報に関する場合は、当該情報を示す書類について一律の定めではなく、基本的に区内の照会として確認している)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
542	38	24-1	27-2	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助(医療費)の対象となる者を特定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
543	38	24-2	27-3	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学援助(医療費)の対象となる者を特定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
544	39	24の2-8イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、國家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法には高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
545	39	24の2-8ロ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、國家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
546	39	24の2-8ハ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、國家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
547	39	24の2-9イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の条件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法には高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
548	39	24の2-9口	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の資格を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
549	39	24の2-9ハ	28-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の資格を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
550	39	24の2-10	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組合員であつた者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
551	39	24の2-11	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組合員、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
552	39	24の2-12	28-46	入院時食療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時食療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
553	39	24の2-13	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時生活療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
554	39	24の2-1	28-65	他の法令による療養との調整（介護保険）	国家公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
555	39	24の2-2口	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
556	39	24の2-14	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
557	39	24の2-15	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
558	39	24の2-3イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
559	39	24の2-3ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
560	39	24の2-3ハ	28-81	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
561	39	24の2-4イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
562	39	24の2-4ロ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
563	39	24の2-5	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
564	39	24の2-5	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
565	39	24の2-6	28-92	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法では高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者は又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
566	39	24の2-7イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を見ることで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
567	39	24の2-4ロ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
568	39	24の2-4ロ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
569	39	24の2-8ホ	28-141	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見ることで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与 共済課	○
570	39	24の2-9ホ	28-142	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を見ることで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与 共済課	○
571	39	24の2-2イ	28-147	高額療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療庁 連合	財務省主計局給与 共済課	○
572	42	25-1	30-16	高齢受給者証の交付	高齢受給者証を発行するにあたり、一部負担金の割合を算定するために必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
573	42	25-1	30-38	基準収入額適用申請の確認	一部負担金の割合の軽減を被保険者が国保保険者から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
574	42	25-11	30-42	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
575	42	25-11	30-47	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
576	42	25-11	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
577	42	25-12	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額の認定の申請の確認	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
578	42	25-12	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（減額を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認））	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
579	42	25-12	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額適用減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時生活療養標準負担額適用減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
580	42	25-11 25-12	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付）を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
581	42	25-15	30-72	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定（限度額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
582	42	25-16	30-80	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号若しくは二、第四号若しくは二又は第五号ハの保険者の認定（限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定証・標準負担額適用認定を被保険者が国保保険者から受け取るための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
583	42	25-13	30-88	国民健康保険法による特定疾病対象療養の申請の確認	特定疾病対象療養を被保険者が国保保険者から受けたための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
584	42	25-14	30-94	国民健康保険法による特定疾病的保険者の認定申請の確認	特定疾病的保険者の認定を被保険者が国保保険者から受けたための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
585	42	25-2口	30-101	国民健康保険法による高齢療養費の給付の受給申請の確認	高齢療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けたための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
586	42	25-3口	30-105	国民健康保険法による高齢介護合算療養費の支給に関する事務	高齢介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けたための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
587	43	25の2-1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整 (健康保険法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
588	43	25の2-2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整 (船員保険法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
589	43	25の2-5	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整 (地方公務員共済組合法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
590	43	25の2-6	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整 (高齢者の医療の確保に関する法律)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
591	43	25の2-7	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整 (介護保険法)	医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
592	42	25-7イ	30-129	国民健康保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現保険者が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
593	42	25-6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助等の算定	国民健康保険組合に対する国庫補助金を算定するに当たって必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
594	43	25の2-4	30-139	他の法令による医療に関する給付との調整 (国家公務員共済組合法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
595	43	25の2-3	30-140	他の法令による医療に関する給付との調整 (私立学校教職員共済法)	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
596	42	25-9	30-143	被保険者の世帯変更の確認	国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
597	42	25-10	30-144	世帯主の変更の届出の確認	国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
598	42	25-8二	30-145	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつたこと又は法第6条各号に該当しなくなつたこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	国民健康保険組合の組合員と同一世帯になつたことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
599	42	25-8イ	30-146	市区町村の区域内に住所を有するに至つたことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵収に関する情報	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
600	42	25- 8イ	30-147	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなつたことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことと示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
601	42	25- 8イ	30-148	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつたこと又は法第6条各号に該当しなくなつたこと若しくは他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	被用者保険等他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となつたことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことと示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
602	42	25- 8イ	30-149	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入した者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
603	42	25- 8イ	30-150	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなりしたこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至つたことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者ではなくなりた方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
604	42	25- 3イ	30-153	国民健康保険法による高額介護算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受け取るための手続(自己負担額の確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(医療)	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
605	42	25- 7ロ	30-154	国民健康保険料の減免	前往所の国民健康保険で旧被扶養の保険料減免を受けた者が、新たに加入了国民健康保険において引き続き当該減免を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
606	42	25- 8ロ	30-155	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなつたことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなつた世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
607	42	25- 8ハ	30-156	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなつたことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなつた者と他の世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
608	42	25- 8ロ	30-157	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつたこと又は法第6条各号に該当しなくなつたこと若しくは他の世帯に属する者が、国民健康保険の被保険者でなくなりことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなつたことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
609	42	25- 8ハ	30-158	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつたこと又は法第6条各号に該当しなくなつたこと若しくは他の世帯に属する者が、国民健康保険の被保険者でなくなりことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなつたことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
610	42	25- 8ロ	30-159	国民健康保険法第6条各号に該当するに至つたことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなつた世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
611	42	25- 8ハ	30-160	国民健康保険法第6条各号に該当するに至つたことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなつた世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
612	42	25- 8ロ	30-161	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなりこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至つたことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなつたことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
613	42	25- 8ハ	30-162	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなりこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至つたことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなつたことにより、国民健康保険組合の被保険者となつた方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
614	44	26- -	30-164	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
615	42	25- 3ハ	30-165	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受け取るための手続(自己負担額の確認)	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(介護)	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
616	42	25- 4 25- 5	30-166	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付	他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
617	53	27-1イ 27-2イ	34-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護料付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対する市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
618	53	27-3ニ	34-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
619	53	27-1ロ 27-2ロ	34-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護料付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対する市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
620	53	27-3イ	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
621	53	27-3ロ	34-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
622	53	27-3ハ	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
623	54	28-3(28-1イ、口)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
624	54	28-3(28-1ハ)	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
625	54	28-3(28-1ニ)	35-4	改良住宅の入居者の決定【本人同意要】	改良住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
626	54	28-3(28-1ホ)	35-5	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住民地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
627	54	28-6(28-1イ、口)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
628	54	28-6(28-1ニ)	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
629	54	28-6(28-1ホ)	35-11	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住民地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
630	54	28-8(28-1イ、口)	35-13	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
631	54	28-8(28-1ハ)	35-14	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
632	54	28-8(28-1ニ)	35-15	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
633	54	28-8(28-1ホ)	35-16	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住民地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
634	54	28-7(28-1イ、口)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
635	54	28-7(28-1ハ)	35-20	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
636	54	28-7(28-1ニ)	35-21	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
637	54	28-7(28-1ホ)	35-22	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住民地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
638	54	28-1イ、口	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
639	54	28-1ハ	35-26	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
662	54	28-1木 28-2(28-1 木)	35-59	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の關係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
663	54	28-5(28-1 イ、ロ)	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
664	54	28-5(28-1 ハ)	35-62	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
665	54	28-5(28-1 木)	35-64	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
666	55	29-1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（身体）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
667	55	29-2	36-3	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（精神）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
668	57	31-1イ、ロ	37-2	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
669	57	31-1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
670	57	31-1ニ	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	2	地方税法その他他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又是中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
671	57	31-1木	37-5	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
672	57	31-1ヘ	37-6	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
673	57	31-1ヲ	37-9	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
674	57	31-1ワ	37-14	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
675	57	31-2イ、ロ	37-18	児童扶養手当の額改定請求の審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
676	57	31-2ハ	37-19	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
677	57	31-2ニ	37-20	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
678	57	31-2木	37-21	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
679	57	31-2ル	37-24	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
680	57	31-2ヲ	37-29	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
681	57	31-5イ、ロ 31-6イ、ロ	37-36	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
682	57	31-4イ、ロ	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健扶養手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健扶養手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
683	57	31-3の2 31-5ニ 31-6ニ	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第2条の2第1項、第2項に定める支給停止期間届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
684	57	31-5ホ 31-6ホ	37-39	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
685	57	31-5ヘ 31-6ヘ	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
686	57	31-3の3ヘ 31-5ヲ 31-6ヲ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・高齢者年金決定通知書 ・障害年金決定通知書 ・遺族年金決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
687	57	31-5ワ 31-6ワ 31-7ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
688	57	31-5ハ 31-6ハ 31-7イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健扶養手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
689	58	31の2-9イ	39-6	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
690	58	31の2-9ロ	39-7	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
691	58	31の2-9ハ	39-8	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
692	58	31の2-10イ	39-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
693	58	31の2-10ロ	39-18	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
694	58	31の2-10ハ	39-19	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
695	58	31の2-11	39-42	支払未済の給付に係る受給者の確認	地方公務員共済組合の組合員にあった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
696	58	31の2-12	39-46	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の70歳以上の組合員が、公部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
697	58	31の2-13	39-49	入院時食療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食療養費の支給申請を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
698	58	31の2-14	39-51	入院時生活療養費の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時生活療養費の支給申請を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
699	58	31の2-2	39-68	他の法令による療養との調整（介護保険）	地方公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
700	58	31の2-3ロ	39-71	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
701	58	31の2- 15	39-73	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意 要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、特 定疾病給付対象療養に係る認定を行うため の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
702	58	31の2- 16	39-79	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定 【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員が自己負担を 軽減するため医療機関に提出する限度額 適用・標準負担額減額認定証の認定を行 うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
703	58	31の2- 4イ	39-81	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高 額介護合算療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
704	58	31の2- 4ロ	39-82	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同 意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高 額介護合算療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
705	58	31の2- 4ハ	39-84	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高 額介護合算療養費を支給するため行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
706	58	31の2- 5イ	39-87	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出 産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育 児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申 請を別途申請しないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
707	58	31の2- 5イ	39-89	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家 族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育 児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申 請を別途申請しないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
708	58	31の2- 6	39-91	埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員だった者が死 亡した際に、埋葬を行った者に対して、資 格喪失後の埋葬料を支給決定するための手 続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「医療保険 各法又は高齢者の医療の確保に関する法による 医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する 情報」については申請者が提出する情報ではない が、他の医療に関する給付の情報を照会することで 適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
709	58	31の2- 6	39-93	家族埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の被扶養者が死亡した 際に、共済組合員に対して、家族埋葬料を 支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「医療保険 各法又は高齢者の医療の確保に関する法による 医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する 情報」については申請者が提出する情報ではない が、他の医療に関する給付の情報を照会することで 適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
710	58	31の2- 7	39-95	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を 受けたことによる支給額の調整	地方公務員共済組合の被扶養者が、日雇特 例被保険者として同一の疾患等により給付 を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「医療保険 各法又は高齢者の医療の確保に関する法による 医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する 情報」については申請者が提出する情報ではない が、他の医療に関する給付の情報を照会することで 適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
711	58	31の2- 8イ	39-97	傷病手当金の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷 病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は 法令には記載されていないため、「介護保険法に よる保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく は保険料の徴収に関する情報」については申請者 が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報 を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
712	58	31の2- 5ロ	39-298	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出 産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
713	58	31の2- 5ロ	39-299	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家 族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
714	58	31の2- 1	39-300	他の法令による療養との調整（休業補償の 支給）	地方公務員共済組合による給付を受けた地 方公務員共済組合の組合員が、同一の事由 により地方公務員災害補償法から同様の給 付を受けた場合に給付調整を行う手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通 勤による災害に対する補償に関する情報	休業補償決定通知書	地方公務員共済組合	地方公務員災害補 償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
715	58	31の2- 9木	39-320	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済 組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職 業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
716	58	31の2- 10木	39-321	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入 している者、被扶養者の条件を満たしてい るかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職 業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
717	58	31の2- 3イ	39-326	高額療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高 額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給又は保険料の徵 収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
718	61	32- -1イ 32- -2イ	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
719	61	32- -1ハ 32- -2ハ	41-3	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
720	61	32- -1ニ 32- -2ニ	41-4	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
721	61	32- -3	41-5	措置に要する費用の支弁	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用の支弁に係る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
722	62	33- -3	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
723	62	33- -5	41-10	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
724	62	33- -6	41-11	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書等	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
725	61	32- -1ロ 32- -2ロ	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
726	62	33- -4	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
727	62	33- -2	41-20	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
728	62	33- -1	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
729	63	34- -1	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事項についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条、第31条の5、第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けていたる都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
730	63	34- -2 34- -3	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
731	64	35- -1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
732	64	35- -2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
733	64	35- -3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	



**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
759	70	39- -2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
760	70	39- -3	49-23	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
761	70	39- -4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
762	69の2	38の3- -1	49-25	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
763	69の2	38の3- -2	49-26	母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務	母子保健法第11条の新生児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
764	69の2	38の3- -3	49-27	母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務	母子保健法第12条第1項の健康診査を実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
765	69の2	38の3- -4	49-28	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
766	69の2	38の3- -5	49-29	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
767	69の2	38の3- -6	49-30	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
768	69の2	38の3- -7	49-31	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
769	74	40- -1イ	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいす。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに令第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
770	74	40- -1イ	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいす。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに令第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
771	74	40- -3イ	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいす。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに令第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
772	74	40- -3イ	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいす。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに令第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
790	79	42- 2	57-110	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）・対象労働者であることの確認（精神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けけるための手続	20	身体障害者手帳による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課		
791	79	42- 2	57-111	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認・対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇入れた事業主が、労働局から受け取るための手続	20	身体障害者手帳による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課		
792	80	43- 1イ	59-48	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前往所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
793	80	43- 1イ	59-51	基準収入額適用申請（確認）	一部負担金の割合が3割と判定された被保険者のうち、基準収入額適用申請の対象となることを確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
794	80	43- 10	59-56	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
795	80	43- 11	59-62	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検認（更新）されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
796	80	43- 8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
797	80	43- 8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
798	80	43- 9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
799	80	43- 2	59-90	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
800	80	43- 3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
801	80	43- 5ロ	59-110	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前往所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課		
802	80	43- 3イ	59-132	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（医療））	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課		
803	80	43- 5イ	59-133	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前往所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は迄今には記載されていないため、「医療保険の支給に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の支給情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課		
804	80	43- 6	59-134	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	後期高齢者医療制度の被保険者となるため必要な認定を65歳～74歳未満の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は迄今には記載されていないため、「医療保険の支給に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の支給情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課		

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
805	80	43- 7	59-135	資格取得の届出【年齢到達】(確認)	年齢到達(75歳)により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続(他の保険者との資格重複の確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
806	80	43- 7	59-136	資格取得の届出【転入】(確認)	転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となりた方を確認するための手続(他の保険者との資格重複の確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
807	80	43- 7	59-137	資格喪失の届出(確認)	転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続(他の保険者との資格重複の確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
808	80	43- 4	59-138	葬祭費の支給又は葬祭の給付	葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続(併給調整)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
809	81	43の2- 10口	59-143	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続(介護保険)	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第 五十七條第一項に規定する他の法令によ る給付の支給を行ふこととされ てゐる者	厚生労働省保険局高齢者医療課	
810	81	43の2- 10イ	59-144	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続(船員保険)	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第 五十七條第一項に規定する他の法令によ る給付の支給を行ふこととされ てゐる者	厚生労働省保険局高齢者医療課	
811	80	43- 1口	59-145	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
812	80	43- 5ハ	59-146	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
813	80	43- 3ハ	59-148	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続(自己負担額(介護))	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(介護)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
814	87	44- -1ハ	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者があづ道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
815	87	44- -1ニ、ホ、 △	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者があづ道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	23	児童福祉法による児童慢性特定疾病医療費、育児の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	児童慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
816	87	44- -1ト	63-6	支援給付の実施	支援給付費を受給者があづ道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
817	87	44- -1ヌ	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者があづ道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給(不支給)決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
818	87	44- -1ル	63-8	支援給付の実施	支援給付費を受給者があづ道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	16	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
819	87	44- 1ヲ	63-9	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
820	87	44- 1ワ	63-10	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
821	87	44- 1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
822	87	44- 1ヨ	63-12	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
823	87	44- 1タ	63-13	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
824	87	44- 1レ	63-14	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徵収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
825	87	44- 1チ	63-15	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自己支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
826	87	44- 1ラ	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
827	87	44- 1ウ	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
828	87	44- 1ヰ	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰旅旅費、自立支援金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
829	87	44- 2 (44- 1ハ)	63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定課）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
830	87	44- 2 (44- 1二、ホ、ヘ)	63-53	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾患医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県の長、中核市の長、中核市に又は児童相談所設置市長の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
831	87	44- 2 (44- 1ト)	63-54	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県の長又は中核市長の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
832	87	44- 2 (44- 1ヌ)	63-55	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
833	87	44- 2 (44- 1ル)	63-56	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
834	87	44- 2 (44- 1ヲ)	63-57	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
835	87	44- 2 (44- 1ワ)	63-58	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	
836	87	44- 2 (44- 1カ)	63-59	支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援 室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
837	87	44-2 (44-1 ヨ)	63-60	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に 要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
838	87	44-2 (44-1 タ)	63-61	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支 給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
839	87	44-2 (44-1 レ)	63-62	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
840	87	44-2 (44-1 チ)	63-63	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
841	87	44-2 (44-1 ラ)	63-69	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用について の援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
842	87	44-2 (44-1 ウ)	63-71	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通 勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
843	87	44-2 (44-1 ヰ)	63-72	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等 (支援給付の実施機関)から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中國残留邦人等及び特別配偶者の自立の支 援に関する法律による永住帰国情費、自立支 援金、一時帰國旅費又は中国残留邦人等支 援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
844	87	44-3 (44-1 ハ)	63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支 援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
845	87	44-3 (44-1 ニ、ホ、ヘ)	63-80	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育 の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する 情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県の長、中核 市の長又は児童相 談所設置市の中核 市の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
846	87	44-3 (44-1 ト)	63-81	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付 に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県の長又は中 核市の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
847	87	44-3 (44-1 ヌ)	63-82	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
848	87	44-3 (44-1 ル)	63-83	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に關 する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
849	87	44-3 (44-1 ヲ)	63-84	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支 給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
850	87	44-3 (44-1 ワ)	63-85	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障 害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六 十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉 手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
851	87	44-3 (44-1 カ)	63-86	職権による支援給付の開始若しくは変更 【本人同意要】	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に關する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
852	87	44-3 (44-1 ヨ)	63-87	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手續	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に 要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
853	87	44-3 (44-1 タ)	63-88	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手續	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支 給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
854	87	44-3 (44-1 レ)	63-89	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支援給付の実施機関）から受け たための手續	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
855	87	44-3(44-1子)	63-90	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
856	87	44-3(44-1ラ)	63-96	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
857	87	44-3(44-1ウ)	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷害補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
858	87	44-3(44-1ヰ)	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情費、自立支援金、一時金、一時帰国情費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
859	87	44-4(44-1ハ)	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
860	87	44-4(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費、養育の給付若しくは障害児入所給付費に関する情報	小児慢性特定疾患医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所監査市の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
861	87	44-4(44-1ト)	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
862	87	44-4(44-1ヌ)	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
863	87	44-4(44-1ル)	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
864	87	44-4(44-1ヲ)	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
865	87	44-4(44-1ワ)	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
866	87	44-4(44-1カ)	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
867	87	44-4(44-1ヨ)	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
868	87	44-4(44-1タ)	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
869	87	44-4(44-1レ)	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
870	87	44-4(44-1ヂ)	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
871	87	44-4(44-1ラ)	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
872	87	44-4(44-1ウ)	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けたための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷害補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	







【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
929	87	44- 4 (44- 1 ム)	63-233	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けたための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
930	87	44- 6 (44- 1 ナ)	63-234	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学援助に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし(当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している)	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
931	87	44- 6 (44- 1 ム)	63-235	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
932	87	44- 5 (44- 1 ナ)	63-236	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学援助に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし(当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している)	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
933	87	44- 5 (44- 1 ム)	63-237	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
934	87	44- 1口	63-244	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
935	87	44- 2口	63-245	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けたための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
936	87	44- 3 (44- 1 口)	63-246	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けたための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
937	87	44- 4 (44- 1 口)	63-247	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等(支援給付の実施機関)から受けたための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
938	87	44- 6 (44- 1 口)	63-248	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
939	87	44- 5 (44- 1 口)	63-249	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等(支援給付の実施機関)が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
940	92	45- 1	67-1	旧適用法人共済組合（J.R., J.T., N.T.T.）に係る給付を行う際の所持情報の確認	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書		平成八年法律第八十二号附則第三十二条第一項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基準	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
941	92	45- 2	67-2	旧適用法人共済組合（J.R., J.T., N.T.T.）に係る給付を行う際の世帯情報の確認	年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し		平成八年法律第八十二号附則第三十二条第一項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基準	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
942	93	46-1-1	68-3	第2号被保険者の被保険者証交付申請の確認	市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療庁連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課		
943	94	47-1-18イ	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課		
944	94	47-1-18ロ	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課		
945	94	47-1-18ニ	68-10	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課		

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつた添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
946	94	47-1-21イ	68-15	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
947	93	46-1-7	68-16	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
948	93	46-1-6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
949	94	47-1-20	68-20	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
950	94	47-1-19イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
951	94	47-1-19ハ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認	市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
952	94	47-1-19ニ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
953	94	47-1-19イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
954	94	47-1-19ニ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
955	94	47-1-3イ	68-57	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
956	94	47-1-3ハ	68-58	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
957	94	47-1-3ニ	68-59	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
958	94	47-1-5イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
959	94	47-1-5ハ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
960	94	47-1-5ニ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつた添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
961	94	47-1-4イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
962	94	47-1-4ハ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
963	94	47-1-4ニ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
964	94	47-1-6イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
965	94	47-1-6ハ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
966	94	47-1-6ニ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
967	94	47-1-22イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
968	94	47-1-22ハ	68-98	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
969	94	47-1-22ハ	68-100	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が2人以上の場合の特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
970	94	47-1-22ニ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
971	94	47-1-22イ	68-108	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
972	94	47-1-22ハ	68-109	特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
973	94	47-1-22ニ	68-111	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
974	94	47-1-22イ	68-118	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
975	94	47-1-22ニ	68-122	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手續の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
976	94	47-1-22イ	68-124	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
977	94	47-1-22ニ	68-127	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
978	93	46-1-2	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長		厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
979	94	47-1-23イ	68-141	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
980	94	47-1-23ハ	68-142	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
981	94	47-1-23ニ	68-144	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
982	94	47-1-23イ	68-148	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
983	94	47-1-23ハ	68-149	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
984	94	47-1-23ニ	68-151	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
985	93	46-1-3	68-155	要介護認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
986	93	46-1-4	68-158	要支援認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
987	93	46-1-3	68-161	要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
988	93	46-1-4	68-164	要支援更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
989	93	46-1-3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
990	93	46-1-4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手續の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
991	94	47-1-1	68-172	住所移転後の要介護認定及び支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けたための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
992	93	46-1-5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の内容を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
993	94	47-1-7イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
994	94	47-1-7ハ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
995	94	47-1-7ニ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
996	94	47-1-8イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
997	94	47-1-8ハ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
998	94	47-1-8ニ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
999	94	47-1-9イ	68-185	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1000	94	47-1-9ハ	68-186	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1001	94	47-1-9ニ	68-187	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1002	94	47-1-12イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1003	94	47-1-12ハ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1004	94	47-1-12ニ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1005	94	47-1-13イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1006	94	47-1-13ハ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1007	94	47-1-13ニ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1008	94	47-1-10イ	68-196	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1009	94	47-1-10ハ	68-197	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1010	94	47-1-10ニ	68-198	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1011	94	47-1-11イ	68-199	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1012	94	47-1-11ハ	68-200	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1013	94	47-1-11ニ	68-201	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1014	94	47-1-2イ	68-202	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1015	94	47-1-2ハ	68-203	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1016	94	47-1-2ニ	68-205	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1017	94	47-1-4ニ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1018	94	47-1-4ハ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1019	94	47-1-4ハ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得者の收入判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1020	94	47-1-4ニ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつた添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1021	94	47-1-4八	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1022	94	47-1-4八	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1023	94	47-1-22八	68-215	特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1024	94	47-1-22八	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案（特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1025	94	47-1-22八	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1026	94	47-1-14イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けけるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1027	94	47-1-14八	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けけるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1028	94	47-1-14八	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けけるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1029	94	47-1-14ニ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けけるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1030	94	47-1-15イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1031	94	47-1-15八	68-231	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1032	94	47-1-15ニ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1033	94	47-1-16ニ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けけるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1034	94	47-1-16八	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けけるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	
1035	94	47-1-16八	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の収入判定にかかる申請の受理、確認	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けけるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課・老人 保健課	



**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
1059	94	47-11口	68-314	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることとの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○	
1060	94	47-2口	68-315	負担割合証の交付	市町村が負担割合証を交付する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○	
1061	94	47-14口	68-316	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けけるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○	
1062	94	47-15口	68-317	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○	
1063	94	47-17口	68-318	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○	
1064	94	47-16口	68-319	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受け取るための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○	
1065	96	48- -	69-1	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は被災者生活再建支援法人	市町村長	内閣府（防災担当）（被災者生活再建担当）		
1066	97	49- -1イ	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課		
1067	97	49- -2イ	70-17	他の法令による給付との調整（健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1068	97	49- -2イ	70-18	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国民健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1069	97	49- -2イ	70-19	他の法令による給付との調整（船員保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（船員保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1070	97	49- -2イ	70-20	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国家公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1071	97	49- -2イ	70-21	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手續（地方公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1072	97	49- -2口	70-22	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手續（高齢者の医療の確保に関する法律）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1073	97	49- -2ハ	70-23	他の法令による給付との調整（介護保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（介護保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うことされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1074	97	49- -3イ	70-24	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1075	97	49- -2イ	70-25	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（私立学校教職員共済法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うことされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1076	97	49- -1ロ	70-26	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	○
1077	97	49- -3ロ	70-27	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	○
1078	103	51- -2イ	77-47	保険料の額の特例の申出の審査【本人同意要】	保険料の額の特例要件を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
1079	106	53- -1ハ、二	81-2	奨学生（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学生の貸与者及び支給者の認定の際の家計支援額の収入が機構の定める收入基準額以下であるかどうか等の審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学生の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1080	106	53- -1ホ	81-3	奨学生（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学生の貸与者及び支給者の認定の際の家計支援額の収入が機構の定める收入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学生の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1081	106	53- -1ヘ	81-4	奨学生（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学生の貸与者及び支給者の認定の際の家計支援額の収入が機構の定める收入基準額以下であるかどうか等の審査）【本人同意要】	奨学生の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1082	106	53- -2ニ	81-8	奨学生（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	奨学生の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1083	106	53- -2ロ、ハ	81-9	奨学生（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）【本人同意要】	奨学生の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1084	106	53- -2ホ 53- -5ロ	81-12	奨学生（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）【本人同意要】	奨学生の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1085	106	53- -2ヘ 53- -5ハ	81-13	奨学生（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学生の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（世帯主記載）	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1086	106	53- -3イ、ロ	81-17	授学生債権債務の認定のための審査（授学生債権債務の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	授学生債権債務の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の中核市長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1087	106	53- -3ハ	81-18	奨学生債権債務の認定のための審査（奨学生債権債務の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学生債権債務の認定のための審査に係る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1106	108	55-~1口	84-9	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1107	108	55-~1ハ	84-10	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1108	108	55-~1リ	84-15	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1109	108	55-~1ヌ	84-16	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1110	108	55-~1ロ	84-17	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1111	108	55-~1ハ	84-18	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1112	108	55-~1リ	84-31	補装具費の支給決定	補装具費を障害者(障害児の場合)が居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1113	108	55-~1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	補装具費を障害者(障害児の場合)が居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1114	108	55-~1ロ	84-33	補装具費の支給決定	補装具費を障害者(障害児の場合)が居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1115	108	55-~1ハ	84-34	補装具費の支給決定	補装具費を障害者(障害児の場合)が居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1116	108	55-~1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1117	108	55-~1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1118	108	55-~1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1119	109	55の2-~1イ	84-39	他の法令による給付との調整(健康保険法)	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室／障害福祉課／精神・障害保健課	
1120	109	55の2-~1イ	84-40	他の法令による給付との調整(船員保険法)	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室／障害福祉課／精神・障害保健課	
1121	109	55の2-~1イ	84-43	他の法令による給付との調整(国家公務員共済組合法)	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室／障害福祉課／精神・障害保健課	
1122	109	55の2-~1イ	84-44	他の法令による給付との調整(国民健康保険法)	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室／障害福祉課／精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第一)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手續の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1123	109	55の2-1イ	84-45	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1124	109	55の2-1ロ	84-47	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1125	109	55の2-1ハ	84-48	他の法令による給付との調整（介護保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1126	108	55-6ヘ	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1127	108	55-6ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1128	108	55-6イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1129	108	55-6ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1130	108	55-9ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1131	108	55-9ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1132	108	55-10イ	84-67	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1133	108	55-10ロ	84-68	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1134	108	55-7ハ	84-71	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1135	108	55-7ニ	84-72	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1136	108	55-7イ	84-73	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にそのまま申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1137	108	55-11ロ	84-84	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1138	108	55-11ハ、ニ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者手帳に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1139	108	55-1イ	84-98	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1140	108	55-1ニ	84-99	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徵収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1141	108	55-1ホ	84-100	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1142	108	55-1ヘ	84-101	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十一条第一項第三号の措置をいふ。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号 （別表第二）	事務番号 （別表第二）	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1143	108	55-~1ト、チ	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1144	108	55-~1ホ	84-104	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1145	108	55-~1ト 55-~1チ	84-105	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1146	108	55-~1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1147	108	55-~1ロ	84-109	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1148	108	55-~8イ	84-110	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1149	108	55-~8ロ	84-111	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1150	108	55-~8ニ	84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七準第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1151	108	55-~6ニ、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1152	108	55-~2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1153	108	55-~2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1154	108	55-~2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1155	108	55-~2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七準第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1156	108	55-~5ハ	84-121	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1157	108	55-~7ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療費の支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1158	108	55-~1ホ	84-127	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし（公用請求など）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1159	108	55-~5イ、ロ	84-128	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1160	108	55-~11イ	84-129	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療費の支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1161	108	55-~11ホ	84-130	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療費の支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1162	108	55-~11ハ	84-131	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療費の支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1163	109	55の2-~2(55 の2-~1イ)	84-132	自立支援医療費の支給認定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1164	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-133	自立支援医療費の支給認定（船員保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1165	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-134	自立支援医療費の支給認定（国民健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1166	109	55の2-2 (55 の2-1ロ)	84-135	自立支援医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1167	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-136	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1168	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-137	自立支援医療費の支給認定（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1169	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-138	自立支援医療費の支給認定（私立学校教職員共済法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けけるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1170	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-139	自立支援医療費の支給認定の変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1171	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-140	自立支援医療費の支給認定の変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1172	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-141	自立支援医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1173	109	55の2-2 (55 の2-1ロ)	84-142	自立支援医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1174	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-143	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1175	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-144	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1176	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-145	自立支援医療費の支給認定の変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1177	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-146	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（健康保険法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1178	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-147	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（船員保険法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1179	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-148	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国民健康保険法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1180	109	55の2-2 (55 の2-1ロ)	84-149	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1181	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-150	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1182	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-151	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (地方公務員等共済組合法)	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1183	109	55の2-2 (55 の2-1イ)	84-152	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (私立学校教職員共済法)	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1184	109	55の2-1イ	84-153	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1185	108	55-9口	84-160	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1186	108	55-9ハ	84-161	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1187	108	55-9ニ	84-162	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1188	108	55-9ホ	84-163	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1189	108	55-9ヘ	84-164	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1190	110	55の3-3 (55 の3-1ト)	84-165	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1191	110	55の3-1ト	84-166	自立支援医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1192	110	55の3-2 (55 の3-1ト)	84-167	自立支援医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1193	110	55の3-4 (55 の3-1ト)	84-168	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1194	108	55-9イ	84-169	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1195	108	55-8ハ	84-171	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1196	110	55の3-3 (55 の3-1チ)	84-176	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員災害補償基金への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1197	110	55の3-1チ	84-177	自立支援医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1198	110	55の3-2(55 の3-1チ)	84-178	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1199	110	55の3-4(55 の3-1チ)	84-179	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出手続を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1200	113	58-1イ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1201	113	58-1ロ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1202	113	58-2イ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1203	113	58-2ロ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1204	114	59-1	92-1	職業訓練受講給付金の支給（地方税情報） 【本人同意要】	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受け取るために手続（市町村への照会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
1205	114	59-2	92-2	職業訓練受講給付金の支給（住民票情報）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受け取るために手続（市町村への照会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
1206	116	59の2-1ホ、 ヘ	94-7	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所登録若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいい。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1207	116	59の2-1ト、 チ	94-8	子供のための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び特種精神保健福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1208	116	59の2-1イ	94-9	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1209	116	59の2-1ロ	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1210	116	59の2-1ハ	94-11	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1211	116	59の2-1ニ	94-12	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1212	116	59の2-1リ	94-13	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1213	116	59の2-1ヌ	94-14	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1214	116	59の2-1ル	94-15	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1215	116	59の2-1ワ	94-16	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)**

項目	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手續の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1216	116	59の2-~3 (59 の2-~1ホ、 へ)	94-22	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1217	116	59の2-~3 (59 の2-~1ト、 チ)	94-23	子供のための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1218	116	59の2-~3 (59 の2-~1イ)	94-24	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児を通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1219	116	59の2-~3 (59 の2-~1ロ)	94-25	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1220	116	59の2-~3 (59 の2-~1ハ)	94-26	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出者等に限る)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1221	116	59の2-~3 (59 の2-~1ニ)	94-27	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1222	116	59の2-~3 (59 の2-~1リ)	94-28	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1223	116	59の2-~3 (59 の2-~1ズ)	94-29	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1224	116	59の2-~3 (59 の2-~1ル)	94-30	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1225	116	59の2-~3 (59 の2-~1フ)	94-31	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者が居住市町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1226	116	59の2-~4 (59 の2-~1ホ、 へ)	94-35	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1227	116	59の2-~4 (59 の2-~1ト、 チ)	94-36	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1228	116	59の2-~4 (59 の2-~1イ)	94-37	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児を通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1229	116	59の2-~4 (59 の2-~1ロ)	94-38	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1230	116	59の2-~4 (59 の2-~1ハ)	94-39	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出者等に限る)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1231	116	59の2-~4 (59 の2-~1ニ)	94-40	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1232	116	59の2-~4 (59 の2-~1リ)	94-41	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1233	116	59の2-~4 (59 の2-~1ス)	94-42	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1234	116	59の2-~4 (59 の2-~1ル)	94-43	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1235	116	59の2-4-(59の2-1フ)	94-44	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1236	116	59の2-5-(59の2-1ホ、ヘ)	94-48	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第ニセナ十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1237	116	59の2-5-(59の2-1ト、チ)	94-49	子供のための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1238	116	59の2-5-(59の2-1イ)	94-50	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1239	116	59の2-5-(59の2-1ロ)	94-51	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1240	116	59の2-5-(59の2-1ハ)	94-52	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出入者等に限る)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1241	116	59の2-5-(59の2-1ニ)	94-53	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1242	116	59の2-5-(59の2-1リ)	94-54	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しによる変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1243	116	59の2-5-(59の2-1ス)	94-55	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1244	116	59の2-5-(59の2-1ル)	94-56	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1245	116	59の2-5-(59の2-1ワ)	94-57	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1246	116	59の2-5-(59の2-1ホ、ヘ)	94-63	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第ニセナ十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1247	116	59の2-2-(59の2-1ト、チ)	94-64	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1248	116	59の2-2-(59の2-1イ)	94-65	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1249	116	59の2-2-(59の2-1ロ)	94-66	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1250	116	59の2-2-(59の2-1ハ)	94-67	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し(転出入者等に限る)	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1251	116	59の2-2-(59の2-1ニ)	94-68	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1252	116	59の2-2-(59の2-1リ)	94-69	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1253	116	59の2-2-(59の2-1ス)	94-70	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1254	116	59の2-2-(59の2-1ル)	94-71	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1255	116	59の2-2-(59の2-1ワ)	94-72	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定(利用者負担区分の決定等)を保護者がうけるために、居住市町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1256	120	59の3-1イ	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかる症例に係る患者が都道府県から受けた手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長(難病)	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だった添付書類	情報開示者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1257	120	59の3- -1口	98-3	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1258	120	59の3- -1ニ	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1259	120	59の3- -1ホ	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1260	120	59の3- -2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1261	120	59の3- -2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1262	120	59の3- -2ニ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1263	120	59の3- -2ホ	98-21	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1264	120	59の3- -3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1265	120	59の3- -3イ	98-34	他の法令による給付との調整（船員保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1266	120	59の3- -3ロ	98-35	他の法令による給付との調整（児童福祉法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1267	120	59の3- -3イ	98-36	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1268	120	59の3- -3イ	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1269	120	59の3- -3イ	98-38	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1270	120	59の3- -3ハ	98-40	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1271	120	59の3- -3ニ	98-41	他の法令による給付との調整（介護保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行なうこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.10.8時点)

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するに從来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1272	120	59の3-~4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1273	120	59の3-~3イ	98-44	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1274	120	59の3-~1ワ	98-49	特定医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病被扶養年金決定通知書 ・障害被扶養決定通知書 ・遺族被扶養決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1275	120	59の3-~1ヲ	98-50	特定医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・遺族扶養手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1276	120	59の3-~2ワ	98-55	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病被扶養年金決定通知書 ・障害被扶養決定通知書 ・遺族被扶養決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1277	120	59の3-~2ヲ	98-56	特定医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1278	120	59の3-~1ハ	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1279	120	59の3-~1ハ	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1280	120	59の3-~1ハ	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1281	120	59の3-~1ハ	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1282	120	59の3-~1ハ	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けけるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1283	120	59の3-~2ハ	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1284	120	59の3-~2ハ	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1285	120	59の3-~2ハ	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1286	120	59の3-~2ハ	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1287	120	59の3-~2ハ	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
1288	56の2	30-~1 30-~2 30-~3	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾患医療費支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参考事官（被災者行政担当）付	
1289	56の2	30-~4 30-~5	36の2-3	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参考事官（被災者行政担当）付	

**【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）**

項目番号	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために從来必要だつ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1290	56の2	30- 6	36の2-5	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特 定医療費の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は 指定都市の長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1291	56の2	30- 7	36の2-6	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1292	56の2	30- 8	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1293	56の2	30- 10	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特 別児童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事(都 道府県知事)	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1294	56の2	30- 11	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障 害児扶養手当若しくは特別障害者手当又は昭和六 十年法律第三十四号附則第九七七条第一項の福祉 手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1295	56の2	30- 12	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参 事官(被災者行政 担当) 付	
1296	56の2	30- 9	36の2-12	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に 係る情報提供を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必 要な場合であって、本人から情報を入手すること が困難なとき、情報提供ネットワークを使用して 情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当) 参事 官(被災者行政擔 當)	
1297	85の2	43の4- 1ハ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査 【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事 実についての審査に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1298	85の2	43の4- 2 (43 の4- 1ハ)	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解 除に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく條 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1299	85の2	43の4- 1イ、 ロ	61の2-9	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事 実についての審査に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1300	85の2	43の4- 1ニ	61の2-10	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事 実についての審査に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1301	85の2	43の4- 2 (43 の4- 1イ、 ロ)	61の2-11	賃貸借契約の解除	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解 除に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
1302	85の2	43の4- 2 (43 の4- 1ニ)	61の2-12	賃貸借契約の解除	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解 除に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	